

母子世帯の生活に関する一考察

— 東京都母子寮在住世帯調査に関して —

松 本 武 子

目 次

- I 問題提起
- II 母子寮の設置状況
- III 東京都母子寮在住世帯の実態
- IV 東京都母子寮設営状況
- V 母子世帯向住宅について
- VI 未婚の母子世帯について
- VII 結論

児童の六・二%が女子を保護者とする児童、すなわち母子家庭の児童であった。また、昭和四一年三月、厚生省児童家庭調査によれば児童扶養手当を受けている母子世帯は全国で一六八、九二三世帯であり、東京都在住母子世帯は九、三一九世帯である。(第1表参照)

母子家庭を保護するための法律——母子福祉法が制定されたのは昭和三九年である。それは「すべて母子家庭には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」(母子福祉法第二条)という、基本理念から成っている。そしてまた児童福祉法第三八条では「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護すること」を目的として母子寮が設置されている。母子寮で真に母子の「すこやかな文化的生活」が保障されているのであるならば母

I 問 題 提 起

社　会　福　祉

第1表 児童扶養手当受給世帯数（世帯類型別）

	総 数	生別母子世帯		死 別 母子世帯	未 婚 の 母子世帯	廃 疾 者 世 带	遺 棄 世 帯	その他の 世 带	
		離婚世帯	その他						
全 国	昭和39年度末	171,704	66,496	6,181	21,547	23,206	16,549	26,101	11,624
	// 40 //	170,346	64,733	5,857	25,382	21,609	16,443	25,979	10,343
	// 41 //	168,923	63,222	5,910	28,099	20,510	16,332	25,194	9,656
東 京	昭和39年度末	8,090	3,288	1,011	1,123	1,372	402	601	296
	// 40 //	8,760	3,467	1,077	1,394	1,448	408	609	297
	// 41 //	9,319	3,580	1,139	1,629	1,494	425	766	286

(厚生省児童家庭局調)

第2表 東京都母子寮在籍世帯状況年度別比較

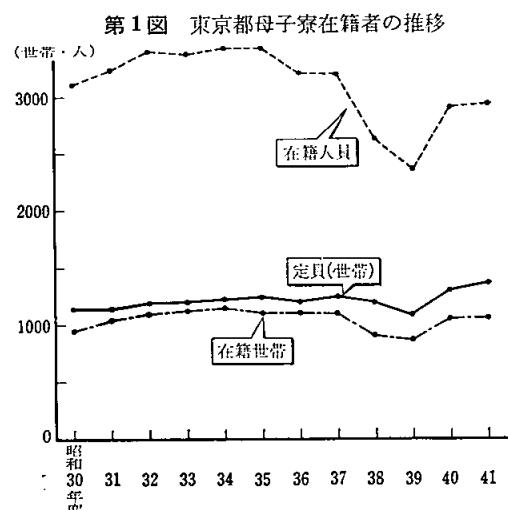
年 度	定 員 (世帯)	在籍						在籍世帯 定員(世帯) %	
		計		公 立		私 立			
		世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員		
昭和30年	1,156	995	3,111	473	1,372	508	1,580	159 86.1	
31	1,156	1,050	3,261	487	1,458	562	1,720	83 90.8	
32	1,183	1,113	3,408	527	1,557	584	1,769	82 94.1	
33	1,183	1,116	3,397	527	1,562	586	1,746	89 94.3	
34	1,207	1,140	3,441	538	1,564	594	1,741	136 94.4	
35	1,247	1,112	3,443	524	1,513	577	1,689	141 89.1	
36	1,207	1,114	3,247	575	1,648	539	1,599	41 94.8	
37	1,251	1,103	3,214	568	1,627	535	1,587	39 88.2	
38	1,211	906	2,633	462	1,297	444	1,336	9 74.8	
39	1,087	864	2,387	468	1,275	396	1,112	14 79.5	
40	1,312	1,052	2,930	580	1,560	472	1,333	45 80.0	
41	1,373	1,058	2,931	594	1,637	464	1,294	30 77.1	

〔東京都民生局業務統計より算出〕

注) 私的契約人員とは母子寮入居規準に外れたものを指す。39年度までの在籍は年度末現在。40年度より初日現在。

表・第1図 参照

母子寮定員充足率低下の原因としては、まず、現在の母子寮の設備の基準による母子室の面積（おおむね一人につき二・四七平方メートル以上）では狭いため入寮希望者の要求と合わないということ、また、老



朽建物が多い母子寮では個人の生活が守られにくいために入寮希望者が回避する傾向にあることなどを東京都民生局母子福祉課では母子寮充足率低下の原因として挙げているが、果して、その実状はどのようなようであるか。

母子寮へ入所する母子家庭は次のような措置に基づいて入所の手配になっているのである。

「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けることがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない」（児童福祉法第二十三条）したがつて母子寮入所世帯の性格と母子福祉法と公営住宅法により規定される母子住宅入居世帯の性格とは必ずしも一致していない。母子寮入居者は公的機関の措置の形式により入居するのであり、公営住宅の入居は入居者の任意申込によるのである。

それ故に母子寮設営についての責任は立法機関があるのであって、少くとも児童福祉施設最低基準第四十条より第四十八条にわたってうたつてある母子寮設営の条件は充足されていなければならない。單なる宿所提供的施設ではないという見地から、母子寮設営の職責にあるものは、その条件が充足されているか否かをたえず調査研究し、立法当初の目的を果すようにしなければならないであろう。またその調査研究は単に建築物、設備、附属機関のみでなく、児童の福祉に欠けることがない状態に保護者——母親——の監護がなされているか否かにわたくて、入所世帯について、個別的に詳細にその実態が把握されなければならない。

II 母子寮の設置状況

日本全国における母子寮の設置数は、現在（昭和四二年五月一日）公立四七五、私立一三五、計六一〇である。定員世帯数は、公立九、

五一、私立三、〇二八、計一二、五三九世帯である。入居措置になっている世帯は公立五、七七〇、私立二、一七八で計七、九四八であるから、入居者は六三%である。

母子寮の設営をみるとその数も第3表に表すように、廃止もしくは合併によりその数は減少してきている。

母子寮の措置費の各寮への給付は、事務費と事業費になつていて、が、事務費は定員世帯数に対し定額があたえられ、事業費は在籍人數に対してもあたえられるに至っている。

第3表 全国母子寮の概況

	施設数	定員世帯数	在所者数
昭和39年度末	629	12,842	26,431
昭和40年度末	621	12,768	25,299
昭和42年5月	610	12,539	不詳

（厚生省調査）

本報告は、日本家庭福祉会の委託により、東京都民生局母子福祉課の協力のもとに、昭和四一年度における東京都母子寮在住世帯の実態調査を基幹として報告するものであるが、調査時における東京都下の母子寮設置状況は第4表、第2図に示すとおりであった。但し昭和四二年度において、さらに公立母子寮が二寮併合して、公立二十一となつていている。併合したのは世田谷千歳母子寮が上北沢母子寮に、板橋母子寮が上板橋母子寮にそれぞれ改築されて併合されたのである。

社会福祉

第4表 東京都母子寮設置主体状況（昭和 41.5.31 現在）

大区分	公・私立別	施設(母子寮)名	管理別	定員(世帯)	大区分	公・私立別	施設(母子寮)名	管理別	定員(世帯)
公立	台東区立	浅草母子寮	直営	12	民営	私立	青山母子寮	社会福祉法人	30
"	墨田 "	墨田 "	"	30	"	"	厚生館 "	"	20
"	江東 "	江東橋 "	"	53	"	"	本所ベタニヤ母子寮	"	28
"	品川 "	高橋 "	"	16	"	"	婦人生活文化協会母子寮	"	20
"	目黒 "	古石場 "	"	15	"	"	雪ヶ谷母子寮	"	30
"	世田谷 "	荏原 "	"	33	"	"	大洋社大森寮	"	20
"	中野 "	東ガ丘 "	"	22	"	"	河田母子寮	"	20
"	北 "	千歳 "	"	30	"	"	世田谷 "	"	20
"	荒川 "	上北沢 "	"	24	"	"	武蔵野 "	"	30
"	練馬 "	中野 "	"	31	"	"	方南 "	"	54
"	足立 "	滝野川 "	"	34	"	"	杉並 "	"	40.3.31廃止
"	葛飾 "	荒川 "	"	38	"	"	愛の家 "	"	17
"	板橋 "	板橋 "	"	13	"	"	豊島 "	"	30
"	練馬 "	上板橋 "	"	63	"	"	大洋社豊島寮	"	20
"	足立 "	練馬 "	"	18	"	"	大山母子寮	"	20
"	葛飾 "	大谷田 "	"	19	"	"	千川 "	"	18
"	江戸川 "	葛飾 "	"	40	"	"	和敬会 "	未法人団体	15
"	都立	江戸川 "	"	29	"	"	山中 "	社会福祉法人	20
"	都立	三鷹 "	"	35	"	"	成増 "	"	20
"	八王子市立	立川 "	"	37	41.3.31廃止	"	ふきやま "	私立	20
"	子安 "	立川 "	"	10	"	"	金町 "	社会福祉法人	30
"	都立	綱代 "	委託	57	"	"	白鳥 "	"	42
"	目黒区立	上目黒 "	"	28	"	"	皐月 "	"	20
"	足立 "	佐野 "	"	51	"	"	万世 "	"	30

{都立(直営) 2 " (委託) 1 区立(直営) 18 " (委託) 2 市立(直営) 1 私立 24 } 48 (廃止 2 を含む)

(都府民生局調)

第2図 東京都母子寮設置状況（昭和 41.5.31 現在）



次章はこの調査結果の一部に基づいて母子世帯の実態に関する論述をこころみようとするものである。

III 東京都母子寮在住世帯の実態

1 調査概要

(1) 調査時期

昭和四一年七月初旬

(2) 調査対象

東京都公私立全母子寮在住世帯。前掲第4表および第2図のように実際には全都母子寮数は四六寮であるが、その中の二寮は重度精神薄弱者の母子寮であるため、それを除外した。調査対象は第5表に示してあるとおり、九二二世帯である。

(3) 調査方法

調査は質問紙法により各寮々長を通じて調査票を配布し郵送により回収した。なお不明瞭な点については訪問調査によって補つた。調査票の有効票は、八三四、有効回収率は九〇・五%である。(第6表参照)

第6表 調査数および回収率

調査票配布数	922
" 回収数	856
" 有効数	834
" 回収率	92.8%
" 有効率	90.5%

第5表 東京都母子寮在住世帯調査対象世帯
(昭和41.6.20現在)

	寮数	定員世帯数	現在世帯数
公立母子寮	22	644	500
私立母子寮	22	532	422
計	44	1,176	922

A 家庭生活の状況

家族員の状況、生活状況、住居の状況

B 母の状況

年令、健康状態、最終学歴、母子世帯になった時期・年令・理由・意識

C 子の状況

子どもの数・学歴・年令・職種・月収

以上の項目について全都母子寮在住世帯調査の結果をまとめたが、本稿においては、とくに重点を左の点において検討したい。(詳細は前掲、日本家庭福祉会モノグラフNo.2 東京都母子寮在住世帯調査報告を参照されたい。)

A 母子世帯の成因

B 母子寮入居経過と生活状況

C 公立母子寮と私立母子寮の在住者の比較

2 母子世帯の成因

全都母子寮に在住する世帯を調査したところ、母と子の母子世帯と然らざる母子世帯があつた。後者は保護者が女子であつて、養子をもらつたり、孫を引きとつたり、または兄弟の子どもと暮しているということから生じている母子世帯である。しかし、本調査結果では、これら世帯は全体の〇・八%を占めるのみであるので、第8表「母子世帯になった理由の“その他”」に分類した。前者の母と子の世帯の中、夫と生別している場合が六四・八%であり、また、生別の中でも離婚とおりであるが、概括すると次のものである。

母子世帯の生活に関する一考察

第 7 表

調査票

調査番号

1. 今、あなたといっしょに住んでいる方についてお書きください。

あなたとの続がら	性別	年令	最終学歴	職業	勤続年数	税込月収 (賞与を除く諸 控除を含む)	健 康 状 態
本人(あなた)	男(♂)	才			年		イはたらける ロはたられぬ ハねている
例 長男	(♀)女	20才	定時制高校卒	工員	3	18,000円	(イはたらける) ロはたられぬ ハねている
	男女						イはたらける ロはたられぬ ハねている
	男女						イはたらける ロはたられぬ ハねている
	男女						イはたらける ロはたられぬ ハねている
	男女						イはたらける ロはたられぬ ハねている

2. 今、あなたと別れてくらしている家族の方がいられましたらお書きください。

あなたとの続がら	性別	年令	最終学歴	住んで いる所	別れてくら して いる 理 由
例 長女	男 (♂)	18才	新制高校卒	大阪	イ(就職) ロ就学 ハ技術等の修業中 ニ入院療養 ホ里子 ト施設入所 チその他() イ就職 ロ就学 ハ技術等の修業中 ニ入院療養 ホ里子 ト施設入所 チその他() イ就職 ロ就学 ハ技術等の修業中 ニ入院療養 ホ里子 ト施設入所 チその他() イ就職 ロ就学 ハ技術等の修業中 ニ入院療養 ホ里子 ト施設入所 チその他()
	男女				
	男女				
	男女				

3. あなたのお子さんのなかでなくなった方がいられましたらお書きください。

あなたとの続がら	性別	なくなつた 時の年令	な く な つ た 理 由
例 次男	(♀)女	12才	イ 戦死または戦争による死 ロ 病死 (ハ 事故死) ニ その他()
	男女		イ 戦死または戦争による死 ロ 病死 ハ 事故死 ニ その他()
	男女		イ 戦死または戦争による死 ロ 病死 ハ 事故死 ニ その他()
	男女		イ 戦死または戦争による死 ロ 病死 ハ 事故死 ニ その他()

4. 母子世帯になったのは次のどの理由ですか。

- (1) ご主人と別れたため—イ. 戦死または戦争による死 ロ. 病死 ハ. 事故死 ニ. 離婚
ホ. 遺棄 ヘ. 生死不明 ブ. 行方不明 チ. 長期拘留 リ. 海外抑留
ヌ. 長期療養 ル. その他()

- (2) その他のため—イ. 養子をもらった ロ. 内縁の母 ハ. 孫をひきとった ニ. その他

5. 母子世帯になった時はいつでしたか。

イ 大正
ロ 昭和 年 月 あなたが満 才のとき

6. あなたの仕事についてお書きください。

- (1) あなたの仕事はどんな仕事ですか。

イ. サービス業(派出家政婦・お手伝いさん・旅館女中など) ロ. 物品販売(行商・露店もいれる)
ハ. 作業労務(学校用務員・まかない婦など) ニ. 事務員 ホ. 教員 ヘ. 保母 ブ. 技能職
(理容師・電話交換手など) チ. 保険外交員 リ. その他()

- (2) どのようにしてはたらいていますか。

イ. 外につとめている場合—(イ) 定年まで雇用される (ロ) 短期間の雇用 (ハ) 月雇 (チ) 日雇 (リ) その他
ロ. その他の場合—(イ) 自家営業(何ですか) (ロ) 内職(どんな仕事ですか) (ハ) その他()

- (3) 今の仕事を続けますか。 イ. 続ける

ロ. やめたい—(イ) その理由は何ですか ()
(ロ) 希望の仕事は何ですか ()

社　　会　　福　　祉

7. 年金手当などを受けていますか。
 (1) いる——イ. 母子年金 ロ. 母子福祉年金 ハ. 厚生年金 ニ. 恩給 ホ. 遺族年金
 ヘ. 児童扶養手当 ド. 重度精神薄弱児障害手当 チ. その他 ()
 (2) いない
8. 生活保護を現在受けていますか。 (1) いる (2) いない
9. 母子福祉法による資金の貸付を受けていますか。
 (1) 受けている——次の10種のうちのどれですか。
 イ. 事業開始資金 ロ. 事業継続資金 ハ. 住宅資金 ニ. 転宅資金
 ホ. 就職支度資金 ヘ. 生活資金 ド. 技能修得資金 チ. 修学資金
 リ. 修業資金 ス. 就学支度資金
 (2) 受けていない——イ. 資金の貸付制度のあることを知らない
 ロ. 知っているが借りない(なぜですか) ()
10. 次のなかでお宅にあるものに○をつけて下さい。
 (1) 電気釜 (2) ミキサー・ジューサー (3) 電気冷蔵庫 (4) ミシン (5) 洗たく機 (6) 毛糸編機
 (7) 掃除機 (8) 扇風機 (9) ストーブ (10) 電気コタツ (11) テレビ (12) ステレオ (13) ラジオ
 (14) トランジスター・ラジオ (15) カメラ
11. この母子寮にいつから住んでいますか。 昭和____年____月から
12. この母子寮の住み心地はいかがですか。
 (1) 大変よい (2) まあまあ (3) 出たいと思う (4) わからない (5) その他 ()
13. 母子寮のことをどのようにして知りましたか。
 (1) 民生委員 (2) 母子相談員 (3) その他の人 (4) テレビ (5) ラジオ (6) 新聞 (7) 告知板 (8) その他 ()
14. 今まで住んでいたところを引越しした順にかいてください。
 (1) ____都・県____郡・市____町 イ. 自家 ロ. 借家 ハ. アパート ニ. 間借 ホ. 同居 ヘ. その他 ()
 (2) ____都・県____郡・市____町 イ. 自家 ロ. 借家 ハ. アパート ニ. 間借 ホ. 同居 ヘ. その他 ()
 (3) 東京都____区・市・郡____町 イ. 自家 ロ. 借家 ハ. アパート ニ. 間借 ホ. 同居 ヘ. その他 ()
 (4) 東京都____区・市____町 (今の母子寮)
15. お子さんをどこまで進学させたいとおもいますか。
 (1) 男の子——イ. 中学まで ロ. 高校まで ハ. 各種学校まで ニ. 短大まで ホ. 大学まで ヘ. その他()
 (2) 女の子——イ. 中学まで ロ. 高校まで ハ. 各種学校まで ニ. 短大まで ホ. 大学まで ヘ. その他()
16. お子さんに望むことはなんですか。 2つえらんで下さい。
 (1) 健康 (2) よく勉強すること (3) 元気なこと (4) 親孝行 (5) 正直になんでも話してくれるこ
 (7) 明朗性 (8) 弟兄仲がよいこと (8) 自分のことを自分でする (5) その他 ()
17. お子さんについて困ることはなんですか。 2つえらんで下さい。
 (1) 健康がおもわしくないこと (2) 成績がおもわしくないこと (3) 悪い友達をもっていること
 (4) 悪いくせ (5) 勉強しない (6) なんにも話してくれない (7) かなえてやれない望みごとをいう
 (8) いうことをきかない (10) その他 ()
18. あなたの相談相手になってくれる人はどなたですか。
 (1) 家族(どなたですか) (2) 親せき (3) 寮内の友人 (4) 寮外の友人 (5) 寮の先生 (6) 学校の先生
 (7) 職場の人 (8) 民生・児童委員 (9) 公的機関(福祉事務所など) (10) 別にない (11) その他()
19. あなたの老後についてはどうおかんがえですか。
 (1) 同居して子どもの世話になりたい (2) 同居するが生活費は自分でだす
 (3) 別居するが世話になりたい (4) 別居して世話にならない (5) わからない (6) その他()
20. 再婚についてどうおかんがえですか。
 (1) 再婚したいとおもう (2) 再婚したいとおもわない
21. あなたの生活で困ること、なやむことがありますか、ありましたらかいてください。
 (1) あなた自身のこと ()
 (2) 子どものこと ()
 (3) 仕事のこと ()
 (4) 家計・くらしのこと ()
 (5) 住居のこと ()
 (6) その他 ()
22. なにかご意見・ご希望がありましたらなんでもお書きください。

社 会 福 利

厚生省児童局が行なった全国母子世帯調査結果と比較してみたい。第9表のように病死に因るものは全国母子世帯では五六・二%であるが、全都母子寮在住世帯では二三・七%であるから二・四倍の差がある。一方、全都母子寮在住世帯の中では離婚に因るものは四〇・二%で、全国母子世帯の離婚に因るもの一六・八%の二・五倍の比率を示している。全国母子世帯に病死に因るものが、大きな割合を示すことについては、「当該世帯で子どもや世間に対し死別（とくに病死）と称しているため」（厚生省・昭和三六年、全国母子世帯調査結果報告書参照）と記載されているのであるが、われわれの全都母子寮在住世帯調査結果に離婚に因るものが非常に多いという事実が現われてすることは、われわれの調査に対し回答者が正直な回答を出してくれたと考えてもよいのであろうか。あるいは回答者の態度を卒直にとれば、次の三つの要因をあげることが可能であろう。すなわち、一つは、明らかにこの五年間に日本で離婚が増加したという仮定である。第二には、離婚による母子世帯が就職その他理由でとくに東京都に多数、転入しているということである。第三には、東京都に転入した母子世帯のうち、とくに離婚による母子世帯が母子寮に入居しているということである。日本における離婚率は昭和三六年以降格別に増加しているわけではない（第10表参照）。昭和三九年より四年にかけて各年度別児童扶養手当受給状態からみると離婚母子世帯は毎年減少しており、一方、死別母子世帯は毎年増加している（前掲第1表参照）。したがって、本調査に離婚母子世帯の数が死別母子世帯より極めて高率に現われることは、前述のように回答者が正確な事実を報告してくれたこと、

第8表 母子世帯になった理由

理由	死 别		生 别										その 他	不詳	合計		
	戦争死	病死	事故死	離婚	生死不明	遺棄	長期拘留	海外抑留	長期療養	行方不明	逃避	別居	未婚の母子世帯				
公立	実数	3	101	31	169	6	19	5	1	7	53	6	8	3	5	13	430
	%	0.7	23.5	7.2	39.3	1.4	4.5	1.1	0.2	1.6	12.1	1.4	1.9	0.7	1.1	3.2	100.0
私立	実数	0	97	28	166	7	20	6	2	5	34	7	3	8	2	19	404
	%	—	24.0	6.9	41.1	1.7	4.9	1.5	0.5	1.2	8.5	1.7	0.7	1.9	0.5	4.7	100.0
総数	実数	3	198	59	335	13	39	11	3	12	87	13	11	11	7	32	834
	%	0.4	23.7	7.1	40.2	1.5	4.7	1.3	0.4	1.4	10.4	1.5	1.3	1.3	0.8	3.8	100.0

第9表 母子世帯になった原因別の分布（昭和36.8.1現在、全国母子世帯調査）

原因別	総 数	死 別	戦争死	病死	事故死	離 別	生死不明	遺 舎	長期抑留	海外抑留	未婚の母	不 詳
%	100.0	77.1	14.1	56.2	6.8	16.8	1.3	2.4	0.2	0.1	1.9	0.1

厚生省児童局：全国母子世帯調査結果報告書より

第10表 全国離婚率の年次別推移

年 度 (昭和)	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度	39 年度	40 年度	41 年度
離 婚 率 (人口1,000につき)	0.80	0.79	0.80	0.78	0.74	0.74	0.75	0.73	0.74	0.78	0.81

総理府統計局編：日本統計年鑑

母子世帯の生活に関する一考察

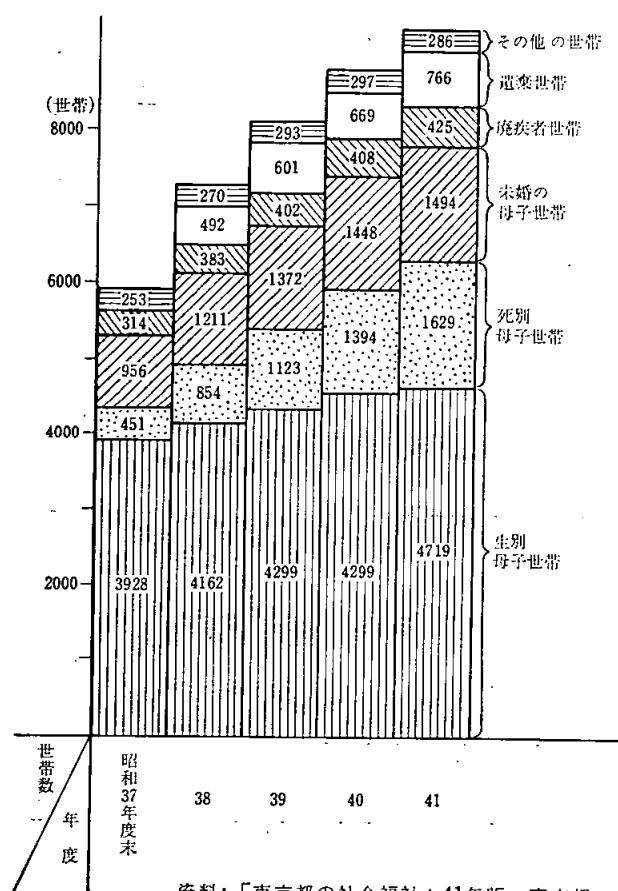
第11表 母子寮入居以前の居住地

居住地		東京都 23区内	東京都 23区外	神奈川 千葉 埼玉	群馬 栃木 茨城	東北	北海道	中部	関西	中国	九州 四国	国外	不明	合計
公立	実数	246	11	24	13	19	5	22	4	5	11	2	68	430
	%	57.21	2.66	5.58	3.02	4.42	1.16	1.16	0.93	1.16	2.56	0.47	15.81	100.00
私立	実数	200	10	24	12	16	6	11	7	4	12	2	100	404
	%	49.50	2.48	5.95	2.97	3.95	1.48	2.72	1.73	0.99	29.7	0.49	24.73	100.00
総数	実数	446	21	48	25	35	11	33	11	9	23	4	168	834
	%	53.50	25.2	5.64	2.99	4.20	1.32	4.00	1.32	1.10	2.76	0.50	20.14	100.00

またあるいは離婚後、東京都に転入した母子世帯が母子寮に在住しているという事実を示すものであろう。東京都内の生活は他者の干渉を受けずに自由に個別的な生活ができるから、離婚母子世帯が職を求めて東京都に集まるということは極めて自然なことである。

また、このことは東京都全母子寮在住世帯の前居住地が極めて広汎にわたっていることからもそのことは推察されよう（第11表参照）。重ねて児童扶養手当受給状況をみると、全国における離婚母子世帯数が年次的に下降しているにもかかわらず、東京都在住の離婚母子世帯の受給数が

第3図 東京都における児童扶養手当受給者の推移



資料：「東京都の社会福祉」41年版・東京都

入した母子世帯が母子寮に在住しているという事実を示すものであらう。東京都内の生活は他者の干渉を受けずに自由に個別的な生活ができるから、離婚母子世帯が職を求めて東京都に集まるということは極めて自然なことである。

昭和40年夏に筆者は東京都港区の全母子世帯調査をしたのであるが（港区社会福祉協議会・港区母子世帯調査報告参照）、母子世帯になった原因に関する港区母子寮在住世帯と港区一般母子世帯の比較は第12表のようであって、死別世帯については母子寮に在住するものが三三・四%，一般世帯が六五・八%，離婚によるものは前者が四四・二%，後者が二四・八%であることは、離婚による母子世帯が区内一般よりも母子寮に多く在住していることを明瞭に示している。東京都では全

年次的に上昇しているが、このことからもそれは裏書きされよう（第1表および第3図参照）。

昭和40年夏に筆者は東京都港区の全母子世帯調査をしたのであるが（港区社会福祉協議会・港区母子世帯調査報告参照）、母子世帯になった原因に関する港区母子寮在住世帯と港区一般母子世帯の比較は第12表のようであって、死別世帯については母子寮に在住するものが三三・四%，一般世帯が六五・八%，離婚によるものは前者が四四・二%，後者が二四・八%であることは、離婚による母子世帯が区内一般よりも母子寮に多く在住していることを明瞭に示している。東京都では全

社　　会　　福　　祉

母子世帯調査がさ
れていないので比
較できないが、お
そらく東京都全体
についても同様の
ことが言えるであ
る。

次に東京都の母
子寮在住世帯に著
しい現象は、夫の「生死不明」「行方不明」によるものが多いことで、
合せて実数で一〇〇、全体の一・二・三%である。これは、全国の「生
死不明」によるものが一・三%であるのに比すると甚しい差異であ
る。十倍以上の差異となっているが、これは一千万の人口を擁する首
都東京に現われている現象であるうか。

また、とくに問題にしたいのは「逃避」という母子世帯成因理由で
ある。これは昭和三六年に施行された全国母子世帯調査には記されて
いない。この場合「逃避」とは、妻が子どもを抱えて夫の許から姿を
消したもので、われわれは今回の調査にあたり、寮長の助言によつて
この項目を設けた。夫にはその居住を秘しているのであるが、決し
て心の安定した状況の生活でないことは容易に想像し得るのである。

第12表 東京都港区母子世帯調査
母子世帯になった理由

		港区母子寮在住世帯	港区一般母子世帯
総　　数		100.0	100.0
死　　別	戦　争　死	2.5	1.3
	病　死	21.0	54.4
生　　別	事故死	9.9	10.1
	離　婚	44.2	24.8
死　　別	生死不明	8.7	2.7
	遺　棄	6.2	—
生　　別	長期療養	3.7	0.7
	未婚の母	1.3	2.0
死　　別	居　詳	—	0.7
	不	2.5	3.3

第13表 母子世帯になった時の母の年令

年令	20才未満	21～25才	26～30才	31～35才	36～40才	41～45才	46～50才	51才以上	不　明	合　計	
公立	実数 %	3 0.70	38 8.84	126 29.30	112 26.05	87 20.23	30 6.98	14 3.26	11 2.56	9 2.89	430 100.00
私立	実数 %	1 0.25	25 6.19	86 21.29	137 33.91	89 22.03	46 11.38	10 2.47	1 0.25	9 2.23	404 100.00
総数	実数 %	4 0.48	63 7.55	212 25.42	249 29.86	176 21.10	76 9.11	24 2.88	12 1.44	18 21.6	834 100.00

第14表 母の年令

年令	20才	21～25才	26～30才	31～35才	36～40才	41～45才	46～50才	51～60才	60才以上	不　明	合　計	
公立	実数 %	1 0.2	16 3.7	60 13.9	92 21.4	97 22.6	76 17.7	38 8.8	26 6.1	8 1.8	16 3.7	430 100.0
私立	実数 %	0 0	12 2.9	30 7.4	89 22.0	104 25.7	83 20.5	43 10.6	17 4.2	1 0.3	25 6.2	404 100.0
総数	実数 %	1 0.1	28 3.3	90 10.8	181 21.7	201 24.1	159 19.1	81 9.7	43 5.1	9 1.1	41 4.9	834 100.0

母子世帯の生活に関する一考察

往年は夫に遺棄された母子世帯のみが考えられたが、新憲民法により家族制度の更新された現在、逃避する母子の世帯が現われたことは最近の問題現象としてとりあげられねばならないであろう。

ここで附記したいことは、東京都の児童相談所で取扱われるケースの中に、夫に遺棄された母親が児童相談所に現われるケースのほかに、妻に逃げられた父親が職場にも行けず、世話を出来ぬと子どもを抱えて駆け込んでくるケースが現われ始めたのは、昭和三七年以降であって、都下七児童相談所に共通に現われてきている現象のようであり、年々、増加していく傾向である。女子の教育の向上による自覚の発展と社会化、女子の職業化、家族関係の弛緩、マスコミの影響など数多の理由はあげられるであろうが、このような現象にいかに対処すべきかは、今後の大きな社会福祉の課題である。

3 母の年令

母子世帯になったときの母の年令をみると、三五才までに母子世帯になつた者は全体の六七%を占めるが、三五才までは働く能力が旺盛であるから、自立できるような手段が講ぜられ援助されることが望ましい（第13表参照）。また、第14表に示すように、現在の母の年令は三十代の者が最も多く約四六%をしめている。

4 母の学歴

公立・私立母子寮ともに調査対象の最終学歴は高等小学校・新制中学卒業以下の者が過半数である。また、大学卒業者は皆無であること、専門教育を受けた者が少いことは注目される（第15表参照）。このことは、母子寮の性格からみて当然の事実ともいえよう。東京都港

第15表 母の最終学歴

学歴		不就学	小学校卒	高 小・中 学卒	高 校 卒	女・女 卒	専・短大 卒	旧大・大 学卒	その他の	不明	合計
区分											
公立	実数 %	4 0.9	71 16.5	178 41.4	115 26.7	4 0.9	0	24 5.6	34 7.9	430 100.0	
私立	実数 %	1 0.3	74 18.3	144 35.7	128 31.7	5 1.2	0	12 0	40 2.9	404 100.0	
総数	実数 %	5 0.6	145 17.4	322 38.6	243 29.1	9 1.1	0	36 0	74 4.3	834 100.0	

第16表 港区母子世帯、母の最終学歴

	母子寮		港区一般母子	
	実数	百分率	実数	百分率
総 数	78	100.0	148	100.0
不就学	0	0	3	2.0
小学校卒	18	23.1	17	11.5
高中卒	27	34.6	45	30.0
新高卒	28	35.9	67	45.3
旧高女・新高卒	4	5.1	9	6.1
専・短大卒	1	1.3	7	4.7
不詳				

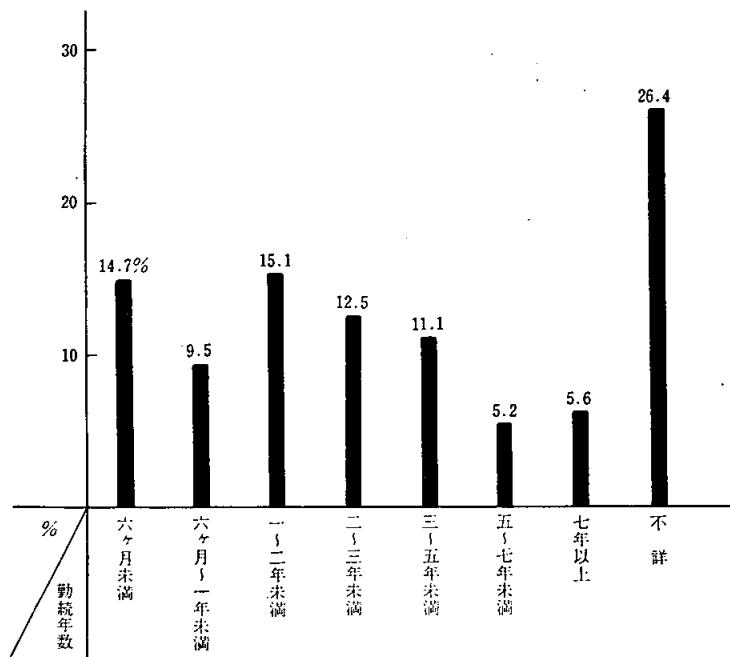
区の母子世帯調査結果をみても一般母子世帯よりも母子寮在住者の方が学歴は全面的に低いのである（第16表参照）。

5 母の職業

学童擁護員、賄婦などの作業労務に就いている者が全体の四七・四%をしめている。その次には事務の一〇・一%、サービス業六・六%とづき、いわゆる技術職や専門職に就いている者が少ない。この理由としている者が少ないのである。

社会福祉

第4図 勤続年数別分布



では第17表「学歴別職業分類」にみられるように、資格を得ることのできるような高等教育を受けている者が少いことにも関連して考へるべきであろう。また、前述したように母子寮居住世帯主の年令が三十代後半から四十代に集中していること、勤続年数が比較的に短い（第4図参照）ことから、母子世帯になる以前からの就職者は少く、中高年令層の就職条件が困難であることも考え

第17表 母の学歴別職業の分類

職業別 学歴別		サービス業	物品販売	作業労務	事務	保母	技能職	保外交員	デザイナー	看護婦	セールス	内職	不明	無職	合計
不就学	実数 %	0 —	0 —	3 60.00	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	2 40.00	0 —	5 100.00
小学校卒	実数 %	12 8.27	3 2.06	62 42.75	3 2.06	0 —	5 34.4	1 0.68	3 2.06	0 —	0 —	6 4.13	20 13.79	30 20.68	145 100.00
高等小学卒 新制中学卒	実数 %	27 8.38	4 1.24	180 55.90	16 4.96	2 0.62	9 2.79	4 1.24	5 1.55	2 0.62	0 —	8 2.48	21 6.52	44 13.66	322 100.00
高 新制高校卒	実数 %	7 2.88	8 3.29	98 40.32	56 23.04	8 3.29	14 5.76	10 4.11	4 1.64	2 0.82	3 1.23	7 1.23	23 2.88	243 9.46	243 100.00
専門学校卒 短大卒	実数 %	1 11.11	0 —	2 22.22	2 22.22	0 —	3 33.33	1 11.11	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	9 100.00
大学卒	実数 %	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
その他	実数 %	2 6.24	0 —	11 33.33	4 10.41	0 —	5 12.44	3 8.33	0 —	4 10.41	0 —	1 2.04	4 10.41	2 6.25	36 100.00
不明	実数 %	6 8.10	1 1.35	39 52.70	3 40.5	1 1.35	1 1.35	1 1.35	0 —	2 2.70	0 —	2 2.70	13 17.56	5 6.75	74 100.00
総数	実数 %	55 6.59	16 1.91	395 47.36	84 10.07	11 1.31	37 4.43	20 2.39	12 1.43	10 1.19	3 0.35	20 2.39	67 8.03	104 12.47	834 100.00

母子世帯の生活に関する一考察

第18表 履用の形態 (数字は%)

	外に勤めている場合						その他の場合			不明	無職	合計
	計	定年まで	短時間	月雇	日雇	その他	計	自営業	在宅作業			
公立	100.00 72.79	57.51	10.54	8.63	10.54	12.78	100.00 9.07	2.56	74.36	23.08	2.33	15.81 100.00
私立	100.00 75.74	59.15	10.14	8.14	7.52	15.05	100.00 6.68	3.70	66.67	29.63	3.47	14.14 100.00
総数	100.00 74.22	58.32	10.34	8.49	9.05	13.89	100.00 7.91	3.03	71.21	25.76	2.89	14.99 100.00

られる。さらに雇用形態をみると外勤の場合、定年まで雇用されるという条件で働いている者は全体の六〇%弱である(第18表)。

家計の担い手でありながら、

しかも大半が作業労務就業者であることからみて、将来への不安や転職問題など、調査対象者にとって深刻な局面が生じてくることは否定できないであろう。第19表に示すように、仕事についての不満としては、安定性がないということを第一に、

第19表 仕事についての不満 (実数)

安定性がない	33
仕事がきつい	30
希望する仕事がない	19
給料が安い	10
将来性がない	10
母子寮に入っているため仕事に制限がある	6
職場が遠い	6

第20表 生活保護の受給状況

	受けていいる	受けていない	不明	合計
公立	実数 173	236	21	430
	% 40.2	54.9	4.9	100.0
私立	実数 163	224	17	404
	% 40.0	55.4	4.2	100.0
総数	実数 336	460	38	834
	% 40.3	55.3	4.5	100.0

第21表 生活保護受給率比較

全都母子寮居住世帯	全母子世帯	東京都一般世帯	全国一般世帯
40.3%	79.0%	11.8%	17.4%

[昭和36年度、厚生省統計部厚生省報告例]

次に仕事の労苦を訴えるものが多い。

6 生活保護受給状況

生活保護の受給世帯は全体の四〇・三%で、公立・私立とも、その差はあまりない(第20表参照)。つぎに東京都母子寮在住世帯を全国母子世帯、あるいは東京都一般世帯の生活保護受給率と比較すると第21表のようになる。

まず全国母子世帯と全都母子寮世帯とを比較すると、全国母子世帯の保護率が七九%であるのに対し、全都母子寮世帯はその約半数の四〇・三%であり、同じ母子世帯としてはかなり良い生活状態にあるといえる。しかし、一般世帯の保護率は全国が一七・四%、東京都が一・八%であるから、何といっても母子世帯に被保護世帯が多いことは明らかなる事実である。

職業別生活保護受給状況をみると第22表のようになる。無職者の受給率が最高で、二九・五%，次は作業労務従事者の二五%，サービス

社　　会　　福　　祉

第22表 母の職業別生活保護の受給状況

職業別 受給状況		サービス業	物販売	作業労務	事務	保母	技能職	保外交員	デザイナー	看護婦	セールス	内職	不明	無職	合計
受けている	実数	20	6	84	11	2	12	6	8	3	1	19	55	99	336
	%	8.93	1.79	25.00	3.27	0.60	3.57	1.79	2.38	0.89	0.30	5.65	16.37	29.46	100.00
受けていな い	実数	23	9	297	66	7	23	11	4	5	2	0	10	3	460
	%	5.00	1.96	64.57	14.35	1.52	5.00	2.39	0.87	1.09	0.43	—	2.17	0.65	100.00
不　明	実数	2	1	14	7	2	2	3	0	2	0	1	2	2	38
	%	5.26	2.63	36.84	18.95	5.26	5.26	7.89	—	5.26	—	2.63	5.26	5.26	100.00
総　数	実数	55	16	396	84	11	37	20	12	10	3	20	67	104	834
	%	6.59	1.9	47.36	10.05	1.43	4.44	2.40	1.44	1.20	0.36	2.40	8.03	12.47	100.00

第23表 生活保護受給世帯と母子寮居住年数別

		1年末満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5~7年未満	7~10年未満	10年以上	不明
公立	実数	59	60	22	11	7	7	2	1	4
	%	48.4	61.9	55.0	52.3	41.1	38.9	14.3	50.0	80.0
私立	実数	63	37	18	10	10	11	12	1	1
	%	51.6	38.1	45.0	47.7	58.9	61.1	85.7	50.0	20.0
総数	実数	122	97	40	21	17	18	14	2	5
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ス業の八・九%となっている。

つぎに生活保護の受給状況別母子寮居住年数をみると、母子寮入居一年未満の世帯と、それより居住年数が多い世帯とでは生活保護の受給率に大差がない。母子寮とは、母子世帯に立直りのきっかけを与えることを本来の機能とする筈であるが、このことからみると実際には、その機能が充分に發揮されているとは言い難いのではなかろうか（第23表参照）。

7 母子寮の住み心地と居住年数

第24表にみられるように「大変よい」、「まあまあ」という解答を出した者は、母子寮の住み心地に対し満足していると考えられるが、この総数は公立五七%、私立七三%となり、私立のほうが、かなり多い。公立において「出たい」と言う者が三一%を占めているのに對し、私立では一五%にとどまっている。このことは在寮者の意識の差を示すものとして興味深い。また、母子寮居住年数と住み心地との関係をみると、母子寮を「出たい」と「大変よい」と答えていた割合は、居住年数別では、それぞれ同じ比率である。居住年数が多くなるにつれて、住み心地について確答している割合が少くなっている。

8 母子寮を知った経路

母子寮入寮の措置権者は児童福祉法第二三条の措置権により都道府県知事、指定都市（六大都市）・区（東京都）長、町村長であり、公的機関を通して入寮する仕組みになつていて、母子寮を知ったきっかけは本調査結果ではつぎのようにあらわれている（第25表）。

「民生委員」、「母子相談員」、「福祉事務所」などの公的機関を通し

母子世帯の生活に関する一考察

第24表 母子寮居住年数別住み心地

住み心地	居住年数											合計
		1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5~7年未満	7~10年未満	10年以上	不明		
大変よい	公立	実数 %	18 20.00	34 37.78	11 12.22	4 4.44	6 6.67	9 10.00	5 5.56	1 1.11	2 2.22	99 100.00
	私立	実数 %	43 30.93	26 18.70	19 13.67	12 8.63	8 57.6	10 7.19	9 6.47	5 3.60	7 5.04	139 100.00
	総数	実数 %	61 26.64	60 26.20	30 13.10	16 6.99	14 6.11	19 8.30	14 6.11	6 2.62	9 3.93	229 100.00
まあまあ	公立	実数 %	48 30.77	42 26.92	23 14.75	18 11.54	8 5.13	8 5.13	5 3.21	0 —	4 2.56	156 100.00
	私立	実数 %	39 25.16	39 25.16	25 16.13	14 9.03	16 10.33	10 6.43	6 3.87	3 1.93	3 3.93	155 100.00
	総数	実数 %	87 27.97	81 26.04	48 15.43	32 10.29	24 7.75	18 5.79	11 3.53	3 0.96	7 2.25	311 100.00
出たいと思う	公立	実数 %	13 9.87	42 31.34	25 18.66	19 14.18	9 6.72	9 6.72	5 3.73	4 2.99	8 5.98	134 100.00
	私立	実数 %	10 16.39	16 26.28	10 16.39	8 13.11	6 9.84	2 3.28	5 8.19	2 3.28	2 3.28	61 100.00
	総数	実数 %	23 11.79	58 29.74	35 17.95	27 13.85	15 7.69	11 5.64	10 5.13	6 3.08	10 5.13	195 100.00
わからない	公立	実数 %	19 65.52	1 3.45	4 13.79	3 10.34	2 6.89	0 —	0 —	0 —	0 —	29 100.00
	私立	実数 %	12 40.00	5 16.66	2 6.67	3 10.00	2 6.67	0 —	2 6.67	0 —	4 13.33	30 100.00
	総数	実数 %	31 10.17	6 10.17	6 10.17	6 10.17	4 6.78	0 —	2 3.39	0 —	4 6.78	59 100.00
その他	公立	実数 %	0 —	1 25.00	2 50.00	0 —	1 25.00	0 —	0 —	0 —	0 —	4 100.00
	私立	実数 %	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 100.00
	総数	実数 %	0 —	1 25.00	2 50.00	0 —	1 25.00	0 —	0 —	0 —	0 —	4 100.00
不明	公立	実数 %	5 29.41	4 23.53	2 11.76	0 —	2 11.76	1 5.88	0 —	0 —	3 17.65	17 100.00
	私立	実数 %	5 26.32	6 31.58	1 5.26	3 15.99	3 15.99	1 5.26	0 —	0 —	0 —	19 100.00
	総数	実数 %	10 27.78	10 27.78	3 8.33	3 8.33	5 13.89	2 5.55	0 —	0 —	3 8.33	36 100.00
合計	公立	実数 %	103 23.95	124 28.84	67 15.58	44 10.23	28 6.51	27 6.28	15 3.49	5 1.16	17 3.95	430 100.00
	私立	実数 %	109 26.98	92 22.77	57 14.44	40 9.90	35 8.66	23 5.69	22 5.45	10 2.47	16 3.96	404 100.00
	総数	実数 %	212 25.42	216 25.90	124 14.87	84 10.7	63 7.55	50 6.00	37 4.44	15 1.80	33 3.95	834 100.00

社会福祉

第25表 母子寮を知った経路

経路		民生委員	母子相談員	その他の人	テレビ	ラジオ	新聞	告知板	福祉事務所等	雑誌	宗教関係	不明	合計
公立	実数%	133 30.43	97 22.20	122 27.92	4 0.91	2 0.46	9 2.06	3 0.69	34 7.78	2 0.46	2 0.46	29 6.64	437 100.00
私立	実数%	129 31.70	111 27.27	105 25.80	0 —	3 0.74	8 1.97	2 0.44	23 5.65	3 0.74	0 —	23 5.65	407 100.00
総数	実数%	262 31.04	208 24.64	227 26.90	4 0.47	5 0.59	17 2.01	5 0.59	57 6.75	5 0.59	2 0.24	52 6.16	844 100.00

(m. a) て母子寮を知った者が全体の六三%となつてゐるに対して、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通して知つた者は全体のわずか四%である。

「その他の人」から知つたというのが二七%と全体で二番目に多い。この結果から言えば、公的機関の活動が広く浸透しているようみえるが、前述したように、母子寮の数は増加しているのに対し充足率が低下していることは、母子寮に対する不満などがとりあげられていないからではなかろうか。

第26表 母子福祉法による貸付資金の受給状況

受給状況		受けている	受けっていない	不明	合計
公立	実数%	58 13.49	288 66.98	84 19.53	430 100.00
私立	実数%	66 16.34	251 62.13	87 21.53	404 100.00
総数	実数%	124 14.87	539 64.63	171 20.51	834 100.00

満などがとりあげられていないからではなかろうか。

9 社会福祉法の適用状態

(1) 母子福祉法による各種貸付資金受給状況

母子福祉法による貸付資金には、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能修得資金、就学支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金などがあるが、その受給状況は第26表のようになる。母子福祉法による各種貸付資金を受給している世帯は全体の一四・九%と非常に少いが、受給している資金の中で最も多いのは生活資金(二八%)で、逆に、事業継続資金、事業開始資金といふ、いわば経済的手がかりを母子世帯に与える資金の受給状況はわずか二%である(第27表)。

つぎに、資金の貸付を受けていない世帯について、なぜ受けないかという理由をみると第28表のようになる。制度を知らないために資金の貸付を受けていない世帯が二〇%もあることは注目される。このことは昭和三九年に定められ施行された母子福祉法が、まだ充分に理解されていないため、とも言えるし、この点については母子相談員、民生委員の、より一層の協力が望まれるものである。また「制度は知っているが借りない」という理由には、「生活できるので必要なし」(五五%)、「返済が大変だから借りない」(五%)、「借りる資格がない」(四五%)、「手続きが面倒」(三%)などがあるが、はじめの二つの理由が全体の六〇%を占めていること、無記入が二四・七%ということを含めて考察されることは、母子世帯の生活がそれほど窮迫していないということにも考えられるが、他方、母子寮在住者に対し可能な方法をつくして自立するという積極的方向づけへの援助がなされているか

母子世帯の生活に関する一考察

第27表 母子福祉法による貸付資金の受給内容

資金の内容		事業開始資金	事業継続資金	転資金	就職支度資金	生資金	技能習得資金	修学資金	就学支度資金	不明	合計
公立	実数%	0 —	1 1.47	0 —	6 8.82	28 41.18	1 1.47	8 11.76	4 5.88	20 29.41	68 100.00
私立	実数%	1 1.45	1 1.45	1 1.45	3 4.35	11 15.94	2 2.90	12 17.39	6 8.70	32 46.37	69 100.00
総数	実数%	1 0.73	2 1.46	1 0.73	9 6.57	39 28.47	3 2.19	20 14.60	10 7.30	52 37.95	137 100.00

第29表 年金手当の受給状況

受給状況		受けていける	受けていない	不明	合計
公立	実数%	259 60.23	107 24.88	64 14.88	430 100.00
私立	実数%	265 65.59	67 16.58	72 17.82	404 100.00
総数	実数%	524 62.82	174 20.86	136 16.31	834 100.00

第28表 各種貸付資金を受けない理由 (%)

理由		制度を知らない	制度は知っているが借りない	無記入	合計
公立	19.1	59.0	21.9	100.0	
私立	21.9	50.2	27.9	100.0	
総数	20.4	54.9	24.7	100.0	

第30表 年金手当等の受給内容

受給内容		母子年金	母子福祉年金	厚生年金	恩給	遺棄手当	児童扶養手当	重度精薄手当	国民年金	合計
公立	実数%	21 8.04	17 6.51	17 6.51	3 1.15	14 5.36	178 68.20	7 2.68	4 1.53	261 100.00
私立	実数%	24 8.89	27 10.00	15 5.55	3 1.11	25 9.26	175 64.81	1 0.37	0 —	270 100.00
総数	実数%	45 8.47	44 8.30	32 6.02	6 1.13	39 7.34	353 66.48	8 1.51	4 0.75	531 100.00

(2) 年金、手当等受給状況

否かは疑問である。

年金手当等を受けている母子世帯は全体では六二・八%であり、公立は六〇・二%、私立は六五・六%で、私立のほうが、やや多く給付を受けている(第29表参照)。また、受給を受けている年金手当の内訳では児童扶養手当が最も多く六六・五%である(第30表参考)。なお都の母子世帯中、児童扶養手当は満一五才未満の児童について受給されるのであるから母子世帯が必ずしも受給世帯であるわけではない。

手当受給者は九三一世帯であるが、児童扶養手当は約八〇%である(第30表)。

子どもの数

子どものいる世帯は全調査対象中九八・八%であり、同居している子どもが約八〇%となつていて(第31表)。

母子世帯について望むこと・困ること

社　会　福　祉

第31表 同居している子どもの数

子どもの数		1人	2人	3人	4人	5人以上	計	子どもあり	子どもなし	不明	合計
公 立	実数	211	149	46	12	5	423	423	3	4	430
	%	49.88	35.22	10.87	2.84	1.18	100.00	98.37	0.70	0.93	100.00
私 立	実数	181	138	56	25	1	401	401	1	2	404
	%	45.14	34.41	13.97	6.23	0.25	100.00	99.26	0.25	0.49	100.00
総 数	実数	392	287	102	37	6	824	824	4	6	834
	%	47.57	34.83	12.37	4.49	0.73	100.00	98.80	0.48	0.72	100.00

第32表 子どもについて望むこと・困ること (実数)

子どもに望むこと	健康であること	679	子どもについて困ること	成績が思わしくない	182
	正直であること	394		云うことをきかない	171
	明朗であること	146		勉強をあまりしない	156
	自分ことは自分ですること	116		かなえられない望みを云う	130
	よく勉強すること	87		健康が思わしくない	129
	兄弟仲のよいこと	73		悪癖がある	49
	親孝行であること	66		母親と話をしない	21

第33表 子どもの進学に対する親の希望 (男子の場合)

進学希望		中学まで	高校まで	各種学校	短大まで	大学まで	子どもの望むところまで	不 明	合 計
公 立	実 数	30	116	18	10	90	5	36	305
	%	9.84	38.06	5.90	3.28	29.51	1.64	11.83	100.00
私 立	実 数	17	98	14	9	102	8	28	276
	%	6.16	35.51	5.07	3.22	37.03	2.90	10.14	100.00
総 数	実 数	47	214	32	19	192	13	64	581
	%	8.09	36.83	5.51	3.27	33.05	2.22	11.01	100.00

第34表 就職している子どもの学歴 (夜間就学を含む)

学歴		中学校卒	高 校 卒		大学卒	その他卒	夜間就学中		不 明	計
			全 日 制	定 時 制			高 校	不 明		
公 立	実 数	34	2	0	2	1	11	2	6	58
	%	58.62	3.45	—	3.45	1.72	18.97	3.45	10.34	100.00
私 立	実 数	36	4	4	0	0	0	18	24	86
	%	41.86	4.65	4.65	—	—	—	20.93	27.91	100.00
総 数	実 数	70	6	4	2	1	11	20	30	144
	%	48.51	4.17	2.78	1.39	0.69	7.64	13.89	20.83	100.00

子どもについての望みは、健康、正直といふことが一、二位を占めている。また、子どもについて困ることでは、「成績が思わしくないこと」というのが最も多い（第32表）。

(3) 子どもの進学への期待

子どもが男子の場合には「大学まで進学してほしい」と願う母親の割合が大きいが、実際には義務教育修了後、そのまま就職してしまう子どもが多い（第33・34表参照）。このあたりにも期待と矛盾が生じてくると考えられる。

IV 東京都母子寮設営状況

これまで述べてきた東京都母子寮在住者の実態は、他方、母子寮の設営との関連において考査されなければならない。そこで別途の調査として各寮長に質問用紙を送り設営に関する回答をもとめ、四〇寮より回答を得た。これをさらに補足した結果が次のものである（第35表1～9参照）。

概括すれば、公立母子寮の方が創立は古いものがあるが、現在の建築物の設立については、公私立とも大差はない。

母子世帯の生活のために最も必要であると思われる保育所については、設置されているのは公立

第35表

1. 各寮の創立時期

	明治～ 大正10	大正11～14	昭和1～5	6～11	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	40以後	不明	計
公 立	0	3	1	1	0	5	6	3	2	0	0	3	22
私 立	0	0	0	0	0	0	8	9	1	2	0	2	22
計	0	3	1	0	0	5	14	12	3	2	0	5	44

2. 現在の建物が建った時期

	明治～ 大正10	大正11～14	昭和1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41以後	不明	計
公 立	0	1	2	0	1	0	1	7	3	5	0	3	22
私 立	0	1	0	1	0	2	2	2	4	7	0	2	22
計	0	2	2	1	1	2	3	9	7	12	0	5	44

3. 寮の設備状況

	保育所	浴室	静養室	医務室	授産所	共 飲食場	同 飲事場	個室内の 学習室	学習室	その他	その他にあげられている施設	
公 立	10	1	16	3	0	14	6	5	4	集会室(2), 洗濯場(2), 物置		
私 立	7	0	19	5	1	10	8	6	8	洗濯場, テレビ室, 茶室, 集会室, 母子寮内の水洗便所		
計	17	1	35	8	1	24	14	11	12			

4. 寮の居住者が利用している近所の施設

	保育所	児童遊園	公衆浴場	授産所	学童保育	その他の施設	計	その他にあげられる施設
公 立	13	11	20	0	4	1	49	共同作業所
私 立	16	13	16	1	7	2	55	図書館
計	29	24	36	1	11	3	104	

に多いが、私立母子寮では近所の保育所を利用することで補つているものが多い。

V 母子世帯向住宅について

—母子寮との関連において考察する—

以上、東京都の母子寮在住世帯調査の結果をみて、母子寮について在住者が満足していない点も数多あるし、事実、母子寮設置の趣旨に照合するとき、その趣旨が充足されていないことを認めないわけにはいかないのではあるが、母子寮の入居世帯者数が定員数を割っているという現象——都のみでなく全国的に——をあながち母子寮の設営が不十分であるという一点にのみその根拠をおくことは当を得ないであろう。そのことは経済的な面から母子寮入居とすることが、いかなる基準で行なわれているか、また母子寮に入居しない母子世帯は他に何か居住に関する援助をうけているかどうか等の両面からの事情を検討することなしに母子寮の入居状態について論じるわけにはいかない。

母子世帯の住宅問題に対する施策としては、母子世

帯向住宅がある。昭和三〇年度から、第二種公営住宅の入居者について、母子世帯を優先的に入居させる措置がとられ、とくに母子寮に入所の家庭が入所措置の解除となり立退きを要求されているものには最優先に

第 35 表 (つづき)

5. 寮の職員について

(1) 職員の合計数

公立	99
私立	83
計	182

(2) 職員のうちわけ

		寮 母	医 師	保 母	少 年 指 導 員	事 務 員	計
公 立	専任	5	1	21	7	4	38
	兼任	7	11	6	15	17	56
私 立	専任	17	1	1	9	8	36
	兼任	3	17	2	10	12	64
計		22	2	22	16	12	74
		10	28	8	25	29	100

6. 寮長よりみて母親が働いているために、子どもたちの保育、しつけ教育に与える影響の有無

	な い	あ る	無記入	計
公 立	10	11	0	21
私 立	10	7	2	19
計	20	18	2	40

7. 仕事を持たない母親が、働いている母親の子どもをあずかって世話をするしくみの有無

	な い	あ る	計
公 立	19	2	21
私 立	18	1	19
計	37	3	40

8. 子どものためのボランティアグループの訪問の有無

	な い	あ る	計
公 立	11	10	21
私 立	7	12	19
計	18	22	40

9. ボランティアグループの活動形式

	定 期	不 定 期	計
公 立	7	3	10
私 立	9	3	12
計	14	6	20

母子世帯の生活に関する一考察

第36表 小家族向住宅建設状況と
母子世帯入居数

	建設戸数	母子世帯 入居数
昭和30~33年	19,276	4,742 (8%)

注: () 内は母子寮より転入者数

第37表 全国母子世帯向住宅建設状況
と母子世帯の入居数

年 度	建設戸数	母子世帯の 入居数
昭和34年度	1,224	922 (21%)
" 35 "	1,465	1,409 (31%)
" 36 "	1,610	673 (14%)
" 37 "	1,360	736 (15%)
" 38 "	1,786	555 (19%)
" 39 "	905	903 (15%)
" 40 "	1,306	
" 41 "	1,182	
計	10,838	10,670

注1: () 内は母子寮からの転入者で内数

注2: 昭和39年度までは母子寮より転入世帯の調査があったが昭和40年度以降はこの調査をとりやめたため母子寮よりの転入者数不明

入居が許された。第36表に示すのは昭和三〇年より三三年までの第二種公営住宅建設並びに母子世帯入居状況である。

昭和三四年よりは第二種公営住宅の建設戸数の中にとくに母子世帯向住宅が一定数建設され、住宅に困窮している母子世帯とくに母子寮から立退き要求をうけているものが最優先入居が許された。児童福祉法では児童は一八才未満であるが、母子福祉法では二〇才未満であるので、母子世帯向住宅には二〇才未満の児童を扶養する母子世帯が入居を申込むことができた(第37表参照)。

都内の状況は第38表のごとく現在二、一五〇の住宅が母子世帯向住宅として建設されている。

また、昭和三四四年以降、福祉住宅として東京都では民生住宅と母子住宅を建設してきたが、第39表に示すとおり昭和四〇年からは母子住宅は建設されていない。これらの住宅は現在においては特別第二種住

第38表 東京都の母子世帯向住宅建設状況

年 度	昭和33年	34 年	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	計
建設戸数	300	300	300	300	350	300	300	2,150

注: 39年度中、200戸は特別低家賃住宅

第39表 東京都母子住宅の所在および建設状況

地 区	戸 数	内訳							
		昭和34年	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	40 年	41 年
総 数	1,211	200	202	202	203	201	203	0	0
目 黒	25	25							
世 田 谷	132	25	25	82					
中 野	91	25	41	25					
杉 並	57		41			16			
豊 島	25	25							
板 橋	79	25	29	25					
練 馬	151	25	25		39		62		
北	81	25			24		32		
足 立	215		41	41	54		79		
葛 飾	117	25				62	30		
江 戸 川	109				62		47		
八 王 子 市	32					32			
立 川 市	44					44			
三 鷹 市	24				24				
調 布 市	29			29					

社 会 福 祉

宅とされている。母子住宅のアパートには階下に保育室、学習室などを設備してあるのである。

東京都の母子世帯向住宅入居の条件並びに基準は次のようである。

先ず、(1)母子世帯であること、(2)月収一二、〇〇〇円以下の住宅困難世帯であること（扶養家族一人につき一、〇〇〇円控除）であるが、入居資格収入基準は第40表のようである。家賃は昭和四二年八月の公募では月額六、二〇〇円（六畳、四・五畳、ダイニングキッチン、浴室、水洗便所）と、五、三〇〇円（四・五畳、三畳、ダイニングキッチン、浴室、水洗便所）の二種類であった。

母子寮と母子世帯向住宅の比較

以上述べたような事情があり、母子寮に入居していたものが母子世帯向住宅に転入した数は昭和三四四年より昭和三九年の間で一〇七世帯である。母子寮より母子住宅に住をもとめて、小さくとも楽しい我が家への生活を當むのが母子家族にとって幸福感をもたらすであろうことは当然、推察されることである。したがつて母子寮にとどまるものは、次のものであろうし、また、そのような母子世帯を保護することこそ母子寮設営の趣旨であろう。

1、母子住宅の家賃支払能力のない者。

2、独立して母子住宅入居者として生活しうる心理的、社会的、肉体的能力のない母とその子の世帯。

母子寮は本論文のはじめに述べたように「自分で健康で文化的な生活を営むことが困難な母子家庭」を保護する目的を全うする設営であつてこそ母子寮入居者を幸せにし、かつ、母子寮の存在意義があるも

第40表 収入基準額表

(昭和42年8月公募)

家 族 数 (本人も含む)	家 族 の 中 で 働 い て い る 人 数 (本人も含む)	(A表) 給与所得者用			(B表) 事業所得者用		
		総 収 入 金 額			総 所 得 金 額		
		特別低所得	第2種	第1種	特別低所得	第2種	第1種
2	1 1人の年収	0~33万5千	0~41万	41万~65万	0~20万4千	0~26万4千	26万4千~45万6千
	2 2人の年収の合計	0~38万5千	0~46万	46万~70万	0~18万	0~24万	24万~43万2千
3	1 1人の年収	0~36万5千	0~44万	44万~68万	0~22万8千	0~28万8千	28万8千~48万
	2 2人の年収の合計	0~41万5千	0~49万	49万~73万	0~20万4千	0~26万4千	26万4千~45万6千
4	1 1人の年収	0~39万5千	0~47万	47万~70万7千	0~25万2千	0~31万2千	31万2千~50万4千
	2 2人の年収の合計	0~44万5千	0~52万	52万~76万	0~22万8千	0~28万8千	28万8千~48万
5	1 1人の年収	0~42万5千	0~50万	50万~73万4千	0~27万6千	0~33万6千	33万6千~52万8千
	2 2人の年収の合計	0~47万5千	0~55万	55万~79万	0~25万2千	0~31万2千	31万2千~50万4千
6	1 1人の年収	0~45万5千	0~53万	53万~76万	0~30万	0~36万	36万~55万2千
	2 2人の年収の合計	0~50万5千	0~58万	58万~82万	0~27万6千	0~33万6千	33万6千~52万8千
7	1 1人の年収	0~48万5千	0~56万	56万~78万7千	0~32万4千	0~38万4千	38万4千~57万6千
	2 2人の年収の合計	0~53万5千	0~61万	61万~81万	0~30万	0~36万	36万~55万2千

資料：東京都庁「新築都営住宅（第1種、第2種）申込みのしおり」

のである。本調査で住宅の項で、「母の悩み」を問う設問に答えて、「子どもが一八才を過ぎた時が心配だ」という答があったことは、児童福祉法により母子寮に生活する母の悩みを切実に訴えたものである。このような母の悩みに聞き手となり援助を与えるケースワーカーの積極的アプローチが必要であろう。

VI 未婚の母子世帯について

最後に述べたいのは未婚の母子世帯が母子寮と共に住んでいる点である。児童扶養手当受給状態によつてこれをみれば、前掲の第1表の示すように全国母子世帯の中、一二・一%は未婚の母子世帯であり、また東京都では一六%の未婚の母子世帯がある。本調査結果では東京都の母子寮には全部で一一世帯すなわち一・三%の未婚の母子世帯があるに過ぎない。昭和四〇年に港区母子世帯を調査した場合も港区の未婚の母子世帯は二%であったが、母子寮では一・三%であった。これをみれば未婚の母子世帯が母子寮に在住するのは一%内外が普通である。最も援助指導が必要とし、児童の監護に欠ける母子世帯である。若年の未婚の母子世帯が、一般の高年母子世帯と同居する母子寮のような集団的生活を忌避するのは当然であつて、ここに未婚の母子保護のための課題は残されている。

アメリカでは「未婚の母」へのソーシャル・ワークは社会事業の中で一つの専門領域となつており、その収容施設として「未婚の母の家」が大都市には必ずある。その「未婚の母の家」には優秀なケースワーカーがおり、生まれ出る子どもと母となる娘の将来のために親身

にかつ理性的に援助しているのである。このような分野の専門社会事業は日本がないが、現在の日本の未婚の母に関する実態はアメリカのそれよりも、おそらく、より複雑でより援助を必要とするものであろうと思われる。未婚の母子が一般母子と同じく母子寮に事務的に措置されることには大いに問題がある。

VII 結論

以上、昭和四一年七月にわれわれが行なつた東京都母子寮在住者調査の結果を中心に母子世帯の実態について述べてきたが、調査の結果から次のような問題点が考えられる。

- 現在の母子寮は、概して單なる宿所提供的施設に終わつてゐる。
- 母子世帯の世帯員はみな問題をもつてゐるといつてもよ

第41表 相談相手

相談相手		家族	親戚	寮内の友人	寮外の人	寮の先生	学校の先生	職場の人	民生委員、児童委員	公的機関	宗教関係	別にない	不明	合計
公立	実数 %	79 13.72	120 20.83	42 7.29	65 11.28	150 26.04	9 1.56	25 4.34	5 0.87	17 2.95	8 1.39	41 7.12	15 2.61	576 100.00
私立	実数 %	56 10.33	116 21.40	19 3.51	56 10.33	186 33.76	15 2.77	20 3.69	9 1.66	26 4.80	1 0.18	27 4.98	14 2.59	542 100.00
総数	実数 %	135 12.08	236 21.11	61 5.46	121 10.82	333 29.79	24 2.15	45 4.03	14 1.25	43 3.85	9 0.81	68 6.08	29 2.59	1,118 100.00

いので、母子寮には有能なソーシャル・ワーカーが必要である。

相談相手として約三〇%の者が「寮の先生」をあげているのであるが（第41表参照）、児童福祉法に定められる機能を有する母子寮であるならば、積極的に相談援助の機能が達成されなければならぬ。そこで寮の運営者とは別に専任のソーシャル・ワーカーをおくべきであつて、あるいは二寮かけもちであつてもよいが、専門社会事業家として十分な能力者であることが肝要である。

3、母親には三〇代の者が多く、また作業労務者が多いのであるが、経済的・社会的自立のため技術習得、職業指導についての直接的あるいは間接的援助があることが望ましい。

4、保育所の設置されている母子寮は一七であるが、乳幼児の保育、学童の指導について適切な設備配慮が必要である。

5、入居者には夫の許より逃避の状態のもの、未婚の母など問題をもつ精神的不安定の母子世帯が同居の状態であるが、これらについて親身のしかも技術的な援助が必要である。ことに後者については特定の施設に保護することが望ましい。

6、昭和四〇年度より母子住宅が建設されていないが、果してこれでよいであろうか。

以上、要点のみを掲げたが、細目にわたっては種々研究され施策される点も多いと思う。

母子寮の在籍数が定員数を割っていることは全国的傾向であり、昭和四〇年度の厚生白書には堂々と次のような記載がある。

「母子寮については、この種の施設を必要としている者は多いので

あるが、建物の老朽化が著しいこと、また、就職口が近くにない等の立地条件の悪さ等の理由で十分活用されていない面がみられる。これらの欠陥を是正して新しい時代に即応した母子寮の拡充を行なう必要がある」（昭和四〇年度、厚生白書、二八七頁）。福祉行政の面でこのような状態が黙認され公表されねばならない事実そのものに問題点があるといえないだろうか。母子福祉行政の確信ある根本的な展開を怠じてはまらない。